

令和5年第2回士別市議会定例会会議録（第2号）

令和5年6月20日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 2時41分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（14名）

副議長	1番	村上 緑一 君	2番	石川 陽介 君
	3番	湊 祐介 君	4番	中山 義隆 君
	5番	加納 由美子 君	6番	奥山 かおり 君
	7番	西川 剛 君	8番	佐藤 正 君
	9番	真保 誠 君	10番	喜多 武彦 君
	11番	谷 守 君	12番	大西 陽 君
	13番	十河 剛志 君	議長	15番 山居 忠彰 君

出席説明員

市長	渡辺 英次 君	副市長	法邑 和浩 君
総務部長	大橋 雅民 君	市民部長	丸 徹也 君
健康福祉部長	東川 晃宏 君	経済部長	鴻野 弘志 君
建設環境部長	藪 中 晃宏 君		

教育委員会 教育委員 会長	中 峰 寿 彰 君	教育委員会 生涯学習部長	三 上 正 洋 君
------------------	-----------	-----------------	-----------

市立病院 副 管 理 者	中 舘 佳 嗣 君	経営管理部長	池 田 亨 君
-----------------	-----------	--------	---------

監査委員 浅利知充君

監査委員
局長

四ツ辻 秀和君

事務局出席者

議会事務局長 穴田 義文君

議会事務局長
議総務課

岡崎 忠幸君

議会事務局長
議総務課主任

議総務課主任
議総務課主任

齊藤 太成君

(午前10時00分開議)

○議長（山居忠彰君） ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長（山居忠彰君） ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（穴田義文君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（山居忠彰君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は10名であります。あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。

4番 中山義隆議員。

○4番（中山義隆君）（登壇） 令和5年士別市議会第2回定例会に当たり、通告に従い一般質問を一問一答で行いたいと思います。

まず最初に、災害対策について。

近年、日本全国各地で大雨による土砂崩れの土砂災害や洪水、河川の増水による氾濫、また、堤防決壊などによる家屋の床上浸水など、自然災害に歯止めのかからない現状でもあります。

本市でも、明治37年より7月、8月、9月と夏から秋にかけての豪雨による災害が発生している。また、台風被害も発生している。また、昨年は本市川西地区において、春、5月上旬に部分的集中豪雨で山あいの河川があふれ、市道や畑地帯に土石流が流れたのも記憶に新しいものです。

また、本年は本州、関東、北陸では、梅雨入りとともに線状降水帯が台風とともに発生して、各地、河川や道路、山あい、家の倒壊や土石流など、被害が発生しました。今後、士別においても、地球温暖化による気候の変動により線状降水帯が発生しないとも限らないので、日頃の心構えが必要と考えます。

本市は東西に58.3キロメートル、南北42.2キロメートル、1,119.22平方キロメートルであり、河川は最高峰天塩岳に水源を置き、北海道第2の長流の川ですが、集中豪雨などが発生すると、本市は上流地区に入り、本市の下流においては、剣淵川との合流地点もあり、逆流による水の水位の上昇も早い状況になっている。このような重要水防箇所や要注意箇所が93か所示されております。

また、土砂災害警戒区域の土石流については、特別警戒区域では18か所挙げられています。そのうち、急傾斜地崩壊地区については、市街地東山をはじめ8か所、さらに、地滑り危険箇所では温根別地区が挙げられています。

そこで、要注意箇所、警戒区域箇所、崩壊地域などの今までの対策については、確認のため、どのような対策を行っていましたか、お伺いいたします。

また、大災害が発生したときに、市民における安全対策の具体的な内容の確認をするためにお伺いいたします。

本市の災害時初動マニュアルでは、士別市地域防災計画に基づき、職員が勤務時間内外にかかわらず、災害発生時においては速やかに初動体制を確立し、的確な対応を取るためのものであると書かれています。職員の災害時の対応については、過去の平成28年天塩川防波堤決壊の予知のときに、市職員の何度にもわたる誘導連絡の対応には、初めての経験ながら、その行動には感謝を申し上げます。

そこで、災害時、職員が市民のために、連絡、避難誘導しているときに、危険災害時で戻ってこられない場合や、災害に巻き込まれてしまったらどのような対応を示されていますか、お伺いいたします。

また、避難箇所について、人口減少のため、また、後期高齢者などの避難箇所の再確認が必要だと考えますが、対応策はいかがでしょうか、お伺いいたします。

また、初動マニュアルの中で、マニュアルの目的と使い方に書かれている、3点ありますが、災害が発生したときには本マニュアルを基本に行動するものとする、本マニュアルを日頃から身近に置き内容を確認しておく、本マニュアルに記載されていない予知不可能な事態が発生することも考慮し、状況に応じた的確で柔軟な対応を取るよう心がけるとあります。

そこで、現職の皆様には、マニュアルの内容は十分理解され行動できると思いますが、新規採用職員についてはどのような対応を教育、指導されていますか、具体的な内容などを交えながらの説明をお伺いいたします。

以上で、1番目の質問といたします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 中山議員の御質問にお答えします。

初めに、河川の重要水防箇所、土砂災害警戒区域等の確認と対策についてです。

本市では、災害対策基本法に基づき防災会議を設置し、関係機関が連携して市民の生命・財産を災害から保護するため、地域防災計画を整備しています。

また、毎年、災害対策本部訓練を実施して、その役割や状況に応じた判断事項などを確認しているところです。

特に天塩川の防災対策については、北海道開発局及び北海道、自衛隊、警察、流域自治体の関係機関による天塩川上流減災対策協議会を設置し、毎年、連絡体制の確認や訓練、研修会の実施をはじめ、名寄河川事務所など、関係機関とともに、重要水防箇所の巡視確認を行っています。

また、道が調査し指定する土砂災害警戒区域は、新たな指定の際には、対象エリアの居住者への説明と併せて避難指示等の判断・伝達マニュアルを更新し、迅速かつ的確に避難情報が発

信できるよう準備を行っています。

次に、災害対応時における職員の安全確保についてです。

本市職員は、災害応急対策や避難所における被災者の支援など、市民の生命・財産に直結する重要な役割を担っていることから、職員初動マニュアルでは、その心構えと迅速な初動体制構築に向けた連絡体制と役割についてを重点に記載しています。

議員お話しの平成28年の災害時には、天塩川流域の上士別・中士別の御家庭に職員が深夜に避難の呼びかけを行った際、消防や警察による巡回の協力を得ながら、防災無線を携帯し、複数体制の下、行ったところですが、災害対策に当たる職員のみならず、家族の安全確保は持続的な応急対策の前提として重要であることから、安全確保の視点についてマニュアルに明記してまいります。

次に、避難所の見直しについてです。

水防法の改正により、令和元年に100年に一度の想定最大規模の降雨に対応したハザードマップを作成した際に、想定浸水域が大幅に拡大し、新たに浸水域に含まれた避難所もあったことから、併せて見直しを行ったところです。

今後は、国及び道河川の想定浸水域の見直しや人口減少に加え、一人で避難できない方への対応など、ハザードマップの見直しと併せて、引き続き、調査検討を行っていくところです。

今年度は自治会役員を対象とした水防研修会や老人クラブで全10回の防災講話を予定しており、市民の防災意識の向上と併せて、いろいろな御意見を伺う中で進めてまいります。

最後に、新規採用職員の防災教育についてです。

本年は7人の職員を新たに採用し、市職員としての心構えや接遇、基礎知識などの研修を年4期に分けて1年間実施しています。その中で、危機管理監による防災対策の基礎知識や河川に囲まれた本市の地理条件、過去の災害に関する歴史などの防災講話のほか、今月26日と28日に実施する避難所開設訓練にも参加し、危機管理意識を全職員と共有するところであり、引き続き、防災対応に万全を期してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 中山議員。

○4番（中山義隆君） 再質問に関わるかどうかちょっとあれなんです、今の答弁の中での、市長の答弁ありがとうございます。

マップの作成なんですが、今、市民に渡っている模造紙版のようなマップ表があります。市のネットの中にもありますけれども、その作成年数が意外と古いようにも思える感じもします。それと、先ほども言いました初動マニュアルですか、それがネット上というか、市のホームページでは、私が見たところで平成27年という形になっていました。それについては、事務の方のほうから聞いておりますが、そういった遅れているような感じ、そして、この避難をしななければならない状況、災害に対しては常に新しい情報をつくっていくのが望ましいとは考えますが、そのマップについてでも、1年に1回とは言いませんけれども、なるべく早期に連絡がで

きるようお願いしたいものですが、いかがなものでしょうか、お伺いいたします。

○議長（山居忠彰君） 大橋総務部長。

○総務部長（大橋雅民君） 中山議員の再質問にお答えいたします。

現在、士別市のハザードマップは2019年4月版です。それ以降、道・国の河川の想定浸水域の見直しがまだ行われていないということもありまして、見直しが行われた際には新たなハザードマップをつくって市民周知に努めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 中山議員。

○4番（中山義隆君）（登壇） 次に移らせていただきます。

水道事業について、漏水調査及び事務手続についてを題に質問いたします。

本市有地の中で、平成初期のことですが、本市財産でもありました中士別地区の元の中学校、木造の建物なんです、平成初期に、上物、要は建物なんです、を譲渡し、土地については本市の財産として扱われていました。

今回、中士別地区道営基盤圃場整備事業に伴い、工事途中に出る暗渠やその他の残土を仮置場として、残土処分として一時堆積所として使われていました。今回堆積場所の残土処分に伴い、春工事で原状復帰するために当たり、雪解け水等の重い湿地状態のため原状復帰にならないとのことで、道営基盤整備事業担当、さらに土地改良区、また換地役員、そのほか市職員を含め現地調査をしたところ、旧中士別中学校の体育館に隣接するトイレの建物、現在倒壊していますが、付近からの水道の漏水の疑いがあり、市職員が元栓を確認し、閉めたところ、数日後には湿地状態がなくなり、乾燥したと聞いております。

確定するには難しいところでございますが、過去のデータではありますが、数年前まで土地が本市の財産、上物、建物は個人の財産と分けて譲渡売却が行われていた。そこでの問題を生じたことは誰の責任になるのか。また、建物の管理は個人、土地については本市財産、埋設されている水道管は、メーターまでが本市の管理、そこでの漏水はどちらが見るのか。漏水の原因が雪害で、トイレの倒壊が原因なのか、倒壊前のしぼれで漏水したのか、また、埋設されているところは本市の管理区域なのかが問題です。また、考えですが、元栓があるのなら、必ず流量計、メーターがあるはずなのに、確認は行っていたのか。

また、本市では企業誘致として各学校やそのほかの市有地を挙げていますが、今でも上物と土地は別扱いなのか、また、誘致するに当たり、それなりの水道に対するマニュアルはあるのかをお伺いいたします。

そして、水道料金について。

また、今回の件で漏水は確かと考えるが、それに対して水道料金がどのように処理されていたのか。地元の話では、平成28年頃までは個人が使用されていたと記憶しておりますということなんです、その後は使用をしていないようです。基本水量とすると、1日当たりの水道量掛ける1年間掛ける漏水量から考えても、6年、7年と考えると、どれほどの水道料金が

発生したと考えられますか。漏水に対する水量と水道料金の算出をお伺いいたします。

今後の対応、対策についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

2問目の質問といたします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 藪中建設環境部長。

○建設環境部長（藪中晃宏君）（登壇） 中山議員の御質問にお答えいたします。

初めに、漏水が発生した土地と建物に関する取扱いですが、本件のような土地と建物を別々に取引をする事例は多くはありませんが、地域への配慮や公共性の観点などから、まれに存在します。また、一般的に普通財産の売買契約・賃貸契約において、給水設備に関することを盛り込む事例はなく、今回のケースでは30年以上前の契約であり、覚書などの明確な責任の所在を示す書類はありませんが、通常、配水管から分岐して家庭まで引き込むための設備や器具などの給水装置は建物所有者の財産であり、善良に管理をする責任があります。

また、企業誘致を進めるための特定遊休財産や、その他の普通財産の取引に当たって、給水設備に関するマニュアルはありませんが、特別な事情がない限り、土地と建物一体での貸付けや売却を原則としています。

次に、給水装置で起きた漏水の対応についてです。

水道利用中の場合は、検針時の異常水量の報告や建物所有者などから相談を受けた際に市が漏水調査を実施します。長期間水道を使用する予定がない空き家は検針を行わないため、近隣の水圧低下や浄水場において地区別に把握している夜間の配水量が増加した際に漏水調査を実施します。漏水修理に係る経費は宅地内は建物所有者に御負担していただくこととなりますが、量水器より道路側で漏水している場合は、1回に限り、市が負担します。

水道料金については、水道事業使用水量認定に関する規定に基づき、閉栓中または休栓中に給水装置から漏水した場合は、使用水量をゼロと認定するため、漏水による料金は発生しません。

御質問の事案については、平成2年に休栓して以降、長期間使用の実績がなく、量水器も建物側で漏水していたものです。休栓中の漏水のため、建物所有者において料金や漏水に対する負担はありません。

漏水量は、量水器の数値を基に算定しますが、この施設の量水器が古く、数値が読めない状況にあるため、漏水量は不明です。

最後に、今後の漏水抑制の取組についてです。

漏水調査については、中央市街地区において路面音聴、個別音聴調査を行っており、全市の浄水場において夜間の配水量を監視することで水量の異常の把握に努めています。また、今回の事案を踏まえ、長期間使用していない施設の現地調査を行い、漏水量の削減に取り組んでまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 中山議員。

○4番（中山義隆君） 漏水についての詳しい説明、ありがとうございます。

この漏水の、自分が考えるところによっては、じゃじゃ漏れ状態ではなかったような気もしないでもないんですが、量的に、何と言ったらいいのかな、本当のちょびとずつ出ている場合の水量だったのではないかと思う、それで確認ができなかったのかとは思いますが、水道をつくるに当たり、漏水割合というか、そういうのはどのぐらいは見てられるのか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（山居忠彰君） 藪中部長。

○建設環境部長（藪中晃宏君） 再質問にお答えいたします。

士別市には約1万600件ほどの水道栓がございます。漏水量は士別市を含めて全国的に約20%ございます。先ほど言いましたけれども、1万600件ほどございますので、約2,000件ぐらいはあるのではなかろうかと考えられます。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 11番 谷 守議員。

○11番（谷 守君）（登壇） 令和5年第2回定例会に当たり、一問一答にて一般質問をさせていただきます。

1点目は、民生委員制度の充実に向けてと題して質問をさせていただきます。

地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の成り手不足が全国的に深刻な状況になってきているようです。地域福祉を支えるため、その人材確保に知恵を絞る必要があると思うことから今回取り上げさせていただきます。

厚生労働省の発表によると、民生委員・児童委員は、昨年11月30日に3年間の任期が終了し、同年12月1日に全国一斉に改選されたところですが、定数24万547人に対して委嘱されたのが22万5,356人ととどまっているようです。定数より1万5,000人余りの欠員は戦後最多と見られ、2010年と比べると約3倍に増加しております。

その主な背景には、定年退職後も働く人や共稼ぎの増加により、成り手の中心だったシニア世代や専業主婦への委嘱が難しくなったことが挙げられます。

厚労省のホームページなどによると、民生委員の身分は非常勤の公務員で、市町村推薦会の推薦を経て、厚労省から委嘱され、子供を見守る児童委員を兼務し、交通費などの活動費は支給されるが、報酬はないことになっています。

また、主な活動としては、担当地域の高齢者や障害者、独り親などを訪問し、相談を受け、行政などの関係機関と連携して必要な支援を結びつけることなどで、地域住民にとっては身近な相談役と言えるところです。特に近年は独り暮らしの高齢者や生活困窮世帯の増加、児童虐待の深刻化などで、民生委員・児童委員の重要性は増してきております。

そこでお尋ねいたしますが、このような背景の中、本市の状況はどうなっているのでしょうか。

まず、民生委員・児童委員の選任の仕方は本市ではどのように行っているのか。また、本市

での民生委員・児童委員としての活動内容はどのようなものなのか、主な活動内容を紹介いただきたいと思います。

そこで、他地域では、委員の成り手不足が深刻化しているようですが、本市の状況はどうか、定数に対して欠員は出ていないのか等、現状をお知らせいただきたいと思います。

加えて、近年は、前述したように、定年退職後も働く人や共稼ぎなどが増え、委員の再任も減ってきているようでありますので、過去からの人数の推移も併せてこの際お示しいただきたいと思います。

その上で、繰り返しになりますが、この地域福祉の担い手とも言える民生委員・児童委員の確保に知恵を絞らなければならないと思いますので、次からは、その確保策に関する考え方についてを確認したいと思います。

高齢化率が40%を超える本市にとっては、自治会の役員選任と同様に、その人員の確保が厳しい状況です。そこで、まずは民生委員・児童委員の市民周知と理解に努めるべきと考えます。全国民生委員児童委員連合会による昨年3月の調査では、64%の人が民生委員の名称は知っていたが、役割と活動内容まで知っていたのは僅か5.4%とのことであります。また、そもそも、民生委員は個人と福祉行政の間にある存在で、誰でもというわけではなく、ある程度講習を通じて知識を習得する必要があると考えます。それから、民生委員制度の選任は、人材バンク的な受皿がなく、地域の自治会と人的な関係がない限り厳しいというのが現状で、幅広い層に参加を呼びかけることも大切ではないでしょうか。

本来であれば国の責任において環境整備などは進めるべきと思いますが、創設から100年以上続く民生委員制度の成果を踏まえた上で、本市においても横断的な組織をつくり、担い手確保の取組が必要ではないでしょうか。

以上、担い手確保策について何点か考えを述べましたが、本市の考えを求め、最初の質問を終わります。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 東川健康福祉部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君）（登壇） 谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、民生委員・児童委員の選任の仕方についてです。

本市の委員選任方法は、各自治会を通じて委員候補者の推薦を依頼していますが、推薦に当たっては、現職委員の方々に継続か退任かの意向確認を行った結果を自治会にお伝えした上で依頼を行っています。

委員候補者は土別市民生委員推薦会での審査の後、知事が北海道社会福祉審議会の意見を聞いて厚生労働大臣に推薦し、適正と認められれば、大臣から民生委員・児童委員として委嘱されます。なお、委員の任期は3年となっており、直近では令和4年12月1日から3年の任期となっています。

次に、委員の主な活動内容についてです。

委員の職務は民生委員法と児童福祉法で定められており、住民の生活状況の適切な把握や支

援を必要とする方に対する相談、援助、子育てを支援していくための環境整備や住民への働きかけなどとなっています。

令和4年度の委員の活動報告では、日常的な困り事などの相談支援が31.7%で最も多く、次いで子供に関することが19.1%、在宅福祉、介護保険に関することが14.2%となっています。また、分野別では、高齢者や障害者に関する相談支援が62.1%と半数以上を占め、次に子供に関することが17.9%となっています。

また、委員の方々には在宅介護相談協力員としての役割もお願いしており、地域の高齢者の把握と情報提供など、高齢者が安全で安心な在宅生活が営めるよう、御協力をいただいているところです。

次に、委員の市民周知と理解活動についてです。

初めに、委員の市民周知は、毎年広報に名簿を掲載し、担当自治会や委員の役割などをお知らせするとともに、3年ごとの改選期には顔写真も掲載しています。また、ホームページでは、委員が替わった場合など、状況に応じ、新たな情報発信にも努めているところです。

次に、委員の欠員と担い手確保についてです。

本年4月1日の状況は、定員61人に対し59人で、欠員は2人となっています。

これまでの委員数の推移は、過去2回の改選期の状況で申し上げますと、定員はいずれも61人で、平成28年は60人で欠員1人、令和元年度は59人で欠員2人でした。委員の担い手不足は、議員も御存じのとおり、全道的にも大きな課題です。定員に対し約2割の欠員が生じている自治体もあり、本年7月に開催される北海道市長会保健医療福祉主管者会議でも協議事項として取り上げられています。

本市では、市民や自治会の御協力と御理解もあり、これまでも1人から2人の欠員で推移していますが、人口減少や高齢化等の進行もあり、担い手確保は喫緊の課題と認識しています。担い手確保に向けては、現職委員との意見交換をする中で、後継者の育成や自治会との連携による担い手確保に向けた協議、検討を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 谷議員。

○11番（谷 守君）（登壇） 2点目は、ボランティアポイント制度について触れたいと思います。

最初の質問、民生委員制度の充実に向けてと同じく、今回は2題ともボランティアに関することをお聞きしたいと思います。

市長は、令和3年第3回定例会の所信表明の中で、子供や高齢者、障害のある方が暮らしやすいまちへの施策として、士別市ボランティアセンターや地域助け合い活動協議体などと連携しつつ、市民ニーズにマッチした買物支援などに対応可能なボランティア制度の確立を図るとともに、ボランティアに興味がある市民が制度に参加しやすい制度づくりを進めますと述べられておりました。

私は、この買物支援について、同じく令和3年第3回定例会において、その状況等を確認させていただきましたが、その際の答弁としては、協議体において、利用者のニーズに基づいた支援となるよう、内容の見直し等を検討しているところであり、関係機関と丁寧に協議を進めていくとの答弁でありました。

そこで、まずは、この買物サポート事業、これまでの検討経過や結果、今後の取組等についてお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、本市の状況を把握する上で、本市におけるボランティア活動の現状を確認させていただきたいと思います。

社会福祉協議会で設置しているボランティアセンターにおける登録者件数や市の施設におけるボランティア活動の現況を、分かる範囲でよろしいですので、参考までにお知らせいただきたいと思います。

次に、ボランティアポイント制度の取組導入についてです。

本会議会議録を振り返ってみますと、この制度に関して過去に議論があったようですが、いま一度提案したく、取り上げるところです。

高齢化の進展に伴う介護需要の増大は、我が国が直面する重要課題の一つとも言えます。この介護予防の取組とともに介護サービスの支え手の裾野を広げる手だても必要と考えるところです。

この点で注目したいのが、介護支援のボランティア活動を通じて地域で交流し、支え合いの構築を促す介護保険制度の地域支援事業交付金を活用したボランティアポイント制度が挙げられると思います。

2007年に導入されたこの制度は、散歩補助や行事の手伝いといった介護ボランティアなどに参加するとポイントがたまり、商品券などと交換できる仕組みです。参加者本人の介護予防や介護給付費増大の抑制になるだけでなく、ポイント利用が地域活性化につながるものとして、実施する自治体が増えてきており、2020年度までに599市町村に拡大しているようです。

全国で初めて導入した東京都稲城市では、65歳以上の住民を対象に、介護施設などで活動してもらい、給付ポイントに応じて、年間最大5,000円が支給されております。

他の自治体では、40歳以上を対象に、高齢者施設で入所者の話し相手や行事の手伝いをした際にポイントを付与し、ギフトカタログの商品と交換できるなど、各地が地域の実情に応じて工夫を凝らして取り組んでいます。

ボランティアポイント制度の効果としては、介護予防と地域活動の参加促進の両面で効果が期待され、また、2022年版高齢社会白書によると、社会活動に参加した人のほうが参加していない人よりも生きがいを感じている割合が高いということが報告されており、介護ボランティアへの参加には生きがいづくりの意義も見込まれるところです。

また、ポイント付与の財源につきましては、一般介護予防事業のうち、地域介護予防活動支援事業の枠組みを活用することで対応できるのではないのでしょうか。

以上、これまで述べたように、ボランティアポイントの制度の取組は、地域包括ケアシステム構築のための、介護予防の一層の促進、また、地域経済にも付与する点など、幾重にもその効果がうかがえることから、その取組を提案するものであります。

加えて、厚生労働省も2021年3月に同制度の導入を検討する自治体向けの制度導入運用の手引きを作成し、その取組を促しております。

冒頭にも述べました市長の所信、市民が参加しやすいボランティア制度の確立を図り、参加しやすい制度づくりを進め、それを形に残すためにも、この取組を導入すべきではないでしょうか。見解を求め、質問を終わります。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、買物サポート事業の検討経過や今後の取組についてです。

平成22年に高齢者地域支え合い検討会議担当者部会を設置し、地域で高齢者を支え合っていくための活動について協議を重ね、平成28年度に住民主体の地域づくりを進める場として、士別市社会福祉協議会と連携し、士別市地域助け合い活動協議体を設置しました。

協議体では、地域の状況や課題などを話し合う中で、生活する上でのちょっとした困り事を手伝う仕組みが必要ということになり、平成30年度から検討を進め、その中から買物支援に特化した仕組みづくりに取り組みました。

まず、利用者の買物を支援する人材となる買物サポーターを確保するため、養成講座を実施し、15人のサポーター登録がありました。令和元年度に買物サポート事業の仕組みをつくり上げ、社会福祉協議会の事業として開始をしたところです。

事業の概要は、買物サポーターが利用者の店内での買物援助や、利用者の希望によって利用者宅から店舗までの往復の同行支援を行うものです。利用者と買物サポーターの交通手段については、サポーターの自家用車や市と社協の車両を利用することを検討しましたが、交通事業者の営業に影響を及ぼし、民業を圧迫することも考えられるため、自家用車等は利用しないこととしました。このため、利用者が年会費や利用活動費のほか、利用者とサポーターの交通費を負担する事業としました。

事業開始から利用実績は元年度の2件にとどまっていたことから、利用促進を図るため、4年度から対象区域を士別市街地から市内全域に拡大したほか、年会費500円の廃止と、1回につき500円としていた活動費の前払い方式を、1回300円の利用実績による後払い方式とすることで利用の範囲拡大と負担の軽減を図ったところです。

また、買物サポーター養成講座を出張所地区でも開催し、全地域にサポーターの設置を目指したほか、車椅子利用者に対応する際の介助方法の研修など、事業の充実も進めてきましたが、4年度の利用はありませんでした。

利用実績は少ないですが、利用された方からは、2年ぶりに買物に行けた、ゆっくり買物を楽しめたという声が寄せられ、買物に出ることのほかに、一緒に品物を選んだり、会話をした

りという、人と触れ合うきっかけづくりも大切なことと感じたところです。

利用促進に向けては市民周知が重要であることから、民生委員や自治会、ケアマネジャー等への案内、社協だより等への掲載、公共施設や市内店舗へのチラシ掲示による啓発と、現在11人のサポーターのフォローアップと新たなサポーターの養成を継続していきます。

次に、市内ボランティア活動の現状についてです。

士別市社会福祉協議会が設置しているボランティアセンターには、士別手話サークルをはじめ、絵本読み聞かせしべつ鳩の会、要約筆記サークルなどはななど、10団体181人、個人では40人の、合計で221人の方が登録をされています。

その活動内容は、手話・要約筆記技術向上による聴覚障害をお持ちの方との交流や各種福祉事業への協力、児童を対象とした本の読み聞かせなどのほか、幅広い取組が実施されています。さらに、市の施設におけるボランティアとしては、市立病院応援隊による院内外の奉仕活動や図書館ボランティアなどの活動が行われています。

次に、ボランティアポイント制度についてです。

この制度は、地域の住民同士の助け合い活動等にポイントを付与し、たまったポイントを特典と交換できる制度で、その財源としては地域支援事業交付金が充てられています。この交付金は、市町村の高齢者人口等により上限が定められ、要介護状態になることを予防する介護予防事業など、地域の実情に合わせた取組などに活用されています。

本市では、介護予防生活支援サービスとして、訪問・通所サービスのほか、配食サービス、いきいきセンターや自治会で行っているサロン活動など、既に限度額までこの交付金を活用して事業を行っています。そのため、交付金を活用してボランティアポイント制度を導入するには現在実施している事業の廃止や見直しが必要となります。

また、制度を導入することとした場合は、介護事業所など受入れ側の理解と、ボランティアが行う業務内容の調整や質の担保、民間で行える業務を圧迫しない調整や配慮も必要になると考えます。

加えて、個人情報管理徹底や、ボランティア活動時に発生したトラブルの責任の所在、対象者が被保険者に限られることへの不公平感などが考えられます。このような課題や議員からの御提言なども踏まえ、本年度に策定する第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定作業の中で既存事業の検証や見直しを行うとともに、ボランティアポイント制度も含め、より効果的な地域支援事業となるよう検討をまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 谷議員。

○11番（谷 守君） 詳しい答弁をいただきました。

後半部分のボランティア制度の導入の件についてまたちょっと確認したいと思うんですけども、既に私が一般質問の中で、制度を提案する場合は、できるだけその一般歳費を使わないで、優位な部分、裏づけのあるものを利用しながらということで提案しているつもりですが、

今回の場合は、残念ながら、地域介護予防活動支援事業の枠を手いっぱい、今まで使っているので、なかなかそれには至らないですよという内容だったと思います。

そこで、これは質問でも述べましたが、10年程度前に同様な質問が挙げられております。その中では、今後、そんなものも含めて検討していくという答弁もあった中で、その経過、また、枠組みが手いっぱいということも分からないで質問しているところもあるんですが、その中で、できるだけ希望に添った中でお願いしたいと思うんですが、確認の中で質問しました、2021年の3月に政府からも制度導入運用の手引きというのが各自治体に行っているかと思うんですが、それも来ているのかどうなのか、その点で再度検討もするのかどうなのか、それから2、3年程度はたっていますけれども、依然として枠組みがいっぱいあるからこれは無理なんだということその時点ではねているのかどうなのか。

その辺、ちょっと言いづらい面もあるんでしょうけれども、できるだけ、いろいろスクラップアンドビルド、新しいものをつくる場合は、既存のものもなるべく整理しなきゃならないという観点もありますから、どうも今の答弁を聞くと、まるっきりやらないよとは聞こえてしまったんですけれども、ちょっとその辺の確認を、再度ちょっと確認したいので、よろしく願いいたします。

○議長（山居忠彰君） 東川部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君） 今、ボランティアポイントの関係については、市長から答弁させていただきましたが、その内容の中でも触れていましたとおり、既に議員から御提案のあった交付金の関係が、まず、限度まで使っているということですので、この新たな制度を導入するに当たっては事業の廃止や見直しという部分が欠かせないということになってしまいます。今現在実施している事業についても、それを利用されてる方等がいらっしゃる中で、どのような評価をしていくかということも一つ課題になるのかなとなっています。

今、9期の介護保険と高齢者の計画の見直し時期でもありますので、そういった現在やっている事業の評価も改めて行う中で、総合的にこの御提言があった制度が実施できるものなのかも含めて総合的に検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 9番 真保 誠議員。

○9番（真保 誠君）（登壇） 第2回定例会一般質問、通告のとおり一問一答で質問いたします。

まず1つ目、ふるさと納税の現状と返礼品を含めた地元ブランド品についてであります。

今や多くの皆さんが御存じかと思われるふるさと納税。都道府県や市町村への寄附金制度の一つであります。ふるさとや応援したい自治体を自由に選択することができ、原則として自己負担額2,000円を差し引いた金額が所得税及び住民税から控除される仕組みです。

ふるさと納税の設立当初は、2016年の10月、ふるさと寄附金控除の導入が提案されたことでした。これは、大都市集中の傾向が強い日本で、地方は将来を担う子供たちに未来を託し、コストを費やしても、その子供たちが納税前に大都市圏へ流出してしまうということを懸念して

のことであります。つまり、ふるさと納税は、都市と地方の行政バランスの悪さを是正することを目的とした、ふるさとに寄附することで自治体は育てた子供たちからのコスト回収を期待する制度と考えられます。

その後、2002年にふるさと納税が開始されますが、この制度がすぐに浸透したわけではありません。ふるさと納税が注目され、利用者が急増したのは、2011年の東日本大震災以降となります。今でこそ返礼品を目的としたふるさと納税を利用する人が多いですが、この震災を機に、ボランティアでも募金でもない、新しい震災支援としてふるさと納税が利用されました。これを機に、ふるさとだけでなく、応援、支援したい自治体に寄附する傾向が強くなり、利用者が増えてくるきっかけとなったわけです。

しかし、ふるさと納税の知名度が上がるにつれて問題になったのが、各自治体による返礼品競争です。寄附金獲得のために、還元率の高さや換金目的を重視する自治体が増えました。Amazonのギフトカードや著しく還元率の高い返礼品が出回ったため、総務省は2019年に返礼品の規制を強化します。

主な変更点は、次の3点。返礼品は地場産の品物に限り、価格は寄附金額の3割程度にする、返礼品の価格やその割合の表示は行わない、商品券、電子マネーなど金銭に換わるものや、資産性の高い貴金属、宝飾品、電子機器は返礼品にしない。この規制により、ふるさと納税イコール地域の特産品というイメージが定着して、現在に至ったようであります。

自治体としても、ふるさと納税が地元特産品のPR活動となり、地域の活性化につながることは言うまでもありません。令和3年度の自治体別ふるさと納税の寄附金額を見れば、全国ナンバーワンは紋別市で105万51件、金額で152億9,670万円という寄附金額です。これは、とてつもなくすごい金額です。特筆すべきは、金額もさることながら、110万という件数であります。1日当たり約3,000件の申込み、寄附があるわけであります。返礼品の魅力度が納税額に直結していることは否めません。また、知名度やPRの手法によって件数の増減はあるところと考えます。

本市においては、全国データの公表で、令和元年度1,951件、金額で6,328万5,000円、2年度は2,806件、7,347万2,000円、3年度で2,655件、6,618万5,000円となっております。現在は、ふるさと納税に関係することにつきましてはまちづくり士別に委託されているようですが、ふるさと納税の4年度の実績を含めた現状とPR活動等の今後の展開をお尋ねします。

また、返礼品提供事業者の皆さんにおいては、返礼品を通じた自らの販売拡大も大変重要だと思います。ふるさと納税の返礼品のPR活動がいかに重要であるかは歴然ですが、提供事業者の皆さんとの本市との連携状況や管理体制はどうなっているのかを併せて、1つ目の質問といたします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 鴻野経済部長。

○経済部長（鴻野弘志君）（登壇） 真保議員の御質問にお答えします。

初めに、ふるさと納税の実績と現状についてです。

令和4年度のふるさと納税額ですが、前年度を243万5,000円上回る6,862万円となっております。件数は2,893件であり、多くの方々から応援をいただき、少しずつではありますが、本市のPRが図られているものと考えております。

次に、PR活動や今後の展開についてです。

これまでのPR活動の取組としましては、委託業者であるまちづくり士別株式会社と連携し、道の駅構内においてチラシの配架やふるさと納税サイトへ誘導するQRコードの掲示を行いました。

また、士別ハーフマラソン大会などのスポーツイベントや、本市を含む3町による着地型観光推進協議会主催のぐるっとライド、さらには、JR北海道による観光列車花たびそうや号おもてなしなどでの積極的な本市特産品のPRや、Web広告、観光雑誌などを活用した宣伝を行ってきました。

加えて、他団体との協力では、包括連携協定を締結するレバンガ北海道主催の北海道感謝祭でのチラシの配布、観光協定を締結する一般社団法人日本自動車連盟が開催するJAFフェスティバルでのPRなどの取組を進めてきたところです。

今後も、これらの取組を継続するとともに、ポータルサイトで魅力ある返礼品の掲載の見せ方について、返礼品事業者やまちづくり士別株式会社と連携しながら、商品の魅力の発信力を高めていく掲載方法などを検討していきたいと考えています。

このほか、現在、1万円、5万円、30万円など6区分の寄附金額の設定について、下限を5,000円とし、以降1,000円単位とする見直しを行い、少額寄附者へのニーズに応えるとともに、返礼品事業者が商品提案をしやすくすることや、1事業者当たり20品目を上限としていた返礼品登録数をなくし、数多く商品登録できるように変更したいと考えています。

次に、返礼品事業者との連携と、ふるさと納税に関する管理体制についてです。

昨年8月に、返礼品事業者とまちづくり士別株式会社、そして行政の三者で、ふるさと応援寄附金事業者による意見交換会を行いました。意見交換会では、本市のふるさと応援寄附金事業の現状など、共通の認識を図るとともに、売上げを伸ばす方法や寄附金額の設定についても協議を進めました。

また、管理体制については、ふるさと納税寄附者からの申込み受付や返礼品の発注、寄附者への商品や礼状の発送など、全てを含めた形で委託先であるまちづくり士別株式会社が行っているところです。

今後におきましても、意見交換会を継続して行い、返礼品事業者やまちづくり士別株式会社と連携を図りながら、さらなるふるさと納税の寄附額の増を目指します。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 真保議員。

○9番（真保 誠君） 何点か再質問いたします。

今いろいろ管理体制の中で、生産者の、販売者というか、出していただける業者との関連、

連携ということになりました。

このふるさと納税の目標、今お聞きした中の全然足りない分が、目標管理というのは数値設定されていないのかなど。以前に、本会議じゃないんですけども、ちらっと記憶の中で、どこから出てきたのか、何年以内に件数を何件、金額を幾らにするとかという、こういった目標を数値化していることをちょっとお聞きしたことがあったんですけども、具体的な数字というのが、まず出ていないのかということと、それと、あくまでも、このふるさと納税の目的が、きっちり皆さんで把握されているのか。というのは、実は、生産者、返礼品を出している先から何点かちょっとお尋ねしました。実際に直接申込みがあったときには、発送者は生産者であります。その中に、例えばパンフレットだとか、それとか礼状だとか、直接入っていないということも、ちょっとお聞きしましたので、この辺は、まず統一していただきたい。せっかく士別から士別のものを送るわけですから、せめてPRとなるものを一緒に梱包するべきじゃないかと思えます。

非常に難しいかもしれませんが、今の目標の数値化をお尋ねすると同時に、この管理というのが、一元管理というか、一元管理は難しいんですけども、一括管理をされているのか。それは委託していますので、行政側から、本市側から委託側にどうのこうのと言うことは、なかなか細かいことまでは意見として申し上げられないかもしれませんが、それを統括して管理する本市の行政側として、やはりその辺のチェックをするべきではないかと。

そして、その数値化につきましては、毎年きっちり、その目標に達しているのか、そのチェックと今後の管理、その辺を含めて再質問いたします。

○議長（山居忠彰君） 鴻野部長。

○経済部長（鴻野弘志君） 再質問にお答えいたします。

3点いただいたかと思えます。

まず、ふるさと納税の目標管理でございますが、まず、大きくは、これは令和2年、3年にお示しをしておりますブランディングビジョンの遂行ということでは、現在の納税額の2.5倍を目指すということで設定をされているというところでございます。

ただ、私ども、現状を見据えながら、具体的な数値を、やはり見える数値をということでございますので、このふるさと納税を委託しておりますまちづくり士別株式会社とよく協議をしているところでありまして、今、現状、7,000万円ほどで推移をされていていっているところでありますが、まずは、ここ数年のうちに1億円は目指したいということで、これはあくまでも私どもの事務レベルの話ではございますが、そういったことで設定を持ちながら進めているというところでございます。

それから、パンフレット、礼状等の発送、先ほど答弁申し上げましたとおり、この辺りは一括してまちづくり士別株式会社が行っているところではありますが、その中で、各事業者とのやり取りの中で、議員がおっしゃられるような、そういったことが統一されていないということがあるとすれば、これはやはり、もう一度、返礼品事業者等との連携によって統一をしてい

きたいということで考えてございます。

それから、最後であります、一括管理をされているのかということでございます。これは、先ほど来申し上げているとおり、まちづくり士別株式会社が一括管理をしているということでございます。

先ほど、2点目のお話でもございましたが、この辺りのチェックということでは当然行政が責任を持ってということではございますので、この辺りも返礼品事業者との、まちづくり会社、そして行政、この三者による協議の中でチェック体制も構築していければと考えているところでございます。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 真保議員。

○9番（真保 誠君） なぜこれは数値化の質問をしたかといいますと、やはり例えば5年間でも3年でも結構なんですけれども、2.5倍にする、それは数字として出ています。ただ、これが2年、3年たったときに、あと残り1年で非常に目標に達成しづらいとか、そういうことではなかなか目標が完遂しないということだと思っておりますので、まずもっては毎年目標を設定しながら毎年クリアしていくと、それがトータルで2.5倍になる、または、それが1億円ですか、これになっていくということを具体的に小まめにやっていかないと目標は達成しない可能性が出てきます。

それと、返礼品についてですけれども、なぜ、ここで今、再度言いますけれども、ふるさと納税が大事だと、これ、いつなくなるか分からないわけです。ですから、廃止になっても、地元のもの直接求められている人に生産者から届くということがまず根本的に大事な目標だと思っております。そのためにも、やはりこの部分で力を入れて、地元から物を外に出して、外の金を持ってくるって、市長のいつもおっしゃる経済部分の、地元でお金が落ちてくるという形を進めるのであれば、やはりきっちりと目標を設定するなり、数字というものを出した中で積み上げていかなければいけないものだと思います。

単純にふるさと納税の金額を上げるということではなく、やはり地元士別ブランドを販売拡大をしていくというものの考え方をまずありきで考えていかなければいけないと思いますが、その点はいかがお思いですか。

それで質問を終わります。

○議長（山居忠彰君） 鴻野部長。

○経済部長（鴻野弘志君） 再々質問にお答えいたします。

小まめな目標金額の設定ということでございます。

これは、先ほど申し上げましたように、事務レベルでの話ではございますが、まずは1億円をということで、まちづくり会社の定期総会でも担当者からはそんなお話も聞いているところではございます。行く行くはということで、士別の規模で、この今の状況からということで、これはあくまでも例えばでありますけれども、5億円、そして7億円を目指していきたいとい

う、そんなことも事務レベルでは話をしているところではございます。

それから、やはりこのふるさと納税、目的は議員おっしゃられるように、本市の特産品の売り込みということだと我々も認識をしているところではございます。制度のいかんにかかわらず、本市のPRということではございます。

先ほど申しました、昨年8月に行いました三者による意見交換会の中でも、やはり出品者のほうからも、見せ方についてということで、例えば写真の撮り方の講習だとか、そういったことも意見として出されたところでもあります。そのときの資料としましても、例えば本市のオリジナルのジングスカンということで、ぽんと写真に載せているんですけども、あるまちにおいては、同じジングスカンでも、その写真の中に、例えばちょっとしたPRの言葉だとか、あるいは、それがもう数値、幾らの金額で何キログラムという、そんなことも写真一つで分かるようになっている、こんな見せ方の工夫というのも、出品者の皆さんと情報共有しながらということでもありますので、そんなことが本市の特産品の売り込みにつながっていればと考えているところでもございます。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 真保議員。

○9番（真保 誠君）（登壇） 企業誘致への取組について質問いたします。

ここ数年、各年度の第1回定例会市政執行方針の中で、企業誘致に関する方針が大体同文で掲げられております。本市の特定遊休財産を利用する内容であります。特にこの特定遊休財産を利用した企業誘致の実績は、令和2年の旧武徳小学校体育館を活用されましたOMEGAファーム様以後はありません。企業誘致は簡単に進むものではないと重々承知しておりますが、本市としてのアクション不足でもないかとも受け取られます。

旧多寄小学校は、校舎の改修をしなければ利用できる状態にはありませんし、修復には数千万円の工事費が見込まれます。企業誘致を兼ねた特定遊休財産の活用となれば、現状のまま利用できない建造物をどのようにして引き渡すのか、改修は誰がするのか、お尋ねしたいところであります。

令和3年度の市政執行方針の企業誘致に関して、積雪寒冷や広大な土地を有する地域特性を生かし、企業誘致や技術開発に向けた取組を推進するとあります。まさに、ここに特化した企業誘致こそが本市が望む企業誘致ではないですかと私は考えております。

本市は四季の変化が顕著で、現在、トヨタ自動車をはじめとする自動車関連企業が、技術開発、研究の場所として利用されております。自然環境が持つ気候、地域性が、まさに研究開発に適しております。

このような条件が整う中での技術開発、研究を軸とした企業をリサーチして、本市からアプローチ、そして誘致しなければいつまで待っていても企業誘致は実現しないと思います。企業誘致と同時に、関連企業の情報収集や新聞や関係者への情報提供など、本市が掲げる財政健全化という守りと今言った攻めの同時進行で進めることが必要なのではないのでしょうか。

遊休財産の老朽化を考慮し、解体も視野に入れるとなれば、急務であることは明確であります。情報収集には莫大な費用は発生しません。しかし、この情報が莫大な利益をもたらすことは、往々にして存在します。

私の思うところは以上であります。企業誘致の現状と今後の課題、そして特定遊休財産の有効活用について本市の見解を求めます。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

本市では、士別市企業立地促進条例に基づき、市が所有する普通財産のうち、利活用の予定がない建物や土地を特定遊休財産に定め、利活用を希望する事業者に対して、一定条件の下、無償で貸付けまたは譲渡を行っています。また、条例では現状のまま貸付けまたは譲渡を行うこと、建物については、原則として、その全部を対象とすることを定めています。このことから、建物の一部が利用不能であっても、他の部分と一体的に貸付けまたは譲渡を行い、改修については事業者が行うこととなります。

次に、企業誘致の現状と課題についてです。

現在、旧中多寄小学校、旧士別西小学校及び旧競馬場跡地の3か所を特定遊休財産に指定し、毎年募集を行っています。毎年数件のお問合せや申請はあるものの、これまでに決定に至ったケースは1件のみですが、一部の財産については、数年前から利活用を検討している事業者からの相談を受けているところです。

この事業所に対しては、これまで数回にわたり相手方社長と直接面談を行っており、昨年11月には私自身も岐阜県の工場を訪問し、製造現場を見学するとともに、改めて本市への進出について協議をしているほか、士別市中小企業振興条例など各種助成制度の紹介、関連する補助金を所管する省庁との連絡、調整など、進出に向けた支援に努めています。引き続き、相手事業所との連携を密にしながら、進出に向け、課題を一つ一つクリアしてまいりたい所存です。

来月からは、サフォーク羊の生産に携わっている三協精器工業株式会社が市内で精密金属機能部品の工場を開設予定ですが、このたびの本市での製造開始については、企業に寄り添いながら支援を行ってきた成果も大きいと考えています。

就任以来、多くの経営者の皆様とお目にかかり、様々なお話を聞かせていただきましたが、その中で、企業誘致の最後の決め手となるのは、やはり人であると改めて認識をしているところです。行政が信用されなければ、企業進出という大きな決断は下されないと考えますので、引き続き、トップセールスによる積極的な誘致活動を進め、信頼関係の構築に努めてまいります。

また、4年にわたるコロナ禍からも脱却し、設備投資の停滞要因であった原材料の供給不足も、足元で緩和傾向にある中、企業の設備投資は増加を続けると見られています。多くの地方自治体から投資先として本市を選んでいただくためには、何よりも本市を知っていただくことが重要と考えています。現在、市内の事業所と取引のある企業に対し、パンフレットや助成制

度等をダイレクトメールする準備を進めているところであり、引き続き、情報発信の強化と知名度アップに努めてまいります。

今後、行財政運営戦略や公共施設マネジメント基本計画を着実に推進するに当たり、特定遊休財産に該当する物件も増加することが想定されます。市有財産については市民共有の財産であり、公共の福祉のために利用されることが最も望ましい姿であることは言うまでもありませんが、将来にわたり全ての市有財産を保有し続けることは現実的ではありません。今後も、未利用の公有財産で特定遊休財産に位置づけられる財産については、積極的に指定するとともに、より利用しやすい制度の見直しを検討してまいります。また、制度の利用に当たっては、地域や議会との情報共有を図りつつ、進出後も地域住民や関係団体と良好な関係を築けるよう、支援に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 真保議員。

○9番（真保 誠君） トップセールス、非常に市長の存在が大事になってくると思いますので、トップセールスのほうはよろしくお願ひしたいと思います。

再質問ですが、ただいまありました企業誘致に関してですが、いろいろダイレクトメールやパンフレットを送るのは確かにいいことだと思います。ただ、人とのつながりというきっかけは、やはり情報をいただいて、そちらに飛び込んでいく営業力、そして、なおかつ、先ほど私の質問の中に出ました、この地域は四季の変化が非常にはっきりしていて、特に車、それから士別、車関係、タイヤとかですけれども、四季折々の変化に伴う研究、それから調査が非常にできるエリアであります。

特に今ドローンが、非常にこれから普及していきますが、ドローンは今、非常に冬場、それから天候の悪い場合どうしたらいいかというところに研究が進んでいて、特にこの部分についてですけれども、ドローンは今、企業誘致に関する話ですので続けさせてもらいますけれども、国自体が国産のドローンを進めていくという事業が国家プロジェクトとして進んでいて、それは今実際に国内のドローンのシェアが、中国産のD J Iでしょう、そこが一番多いんです。価格も安いのと性能がいいということで、国内ドローンの普及率は非常に高いです。

ただ、国としては、国の機関としては中国製のドローンはもう使用しないということは決定していて、あと、自治体がどう判断するかは、また別です。そうやって考えますと、日本のドローンが非常に普及というか研究開発が遅れていますので、特にヤマハはドローンの要するに研究のトップになっているわけで、士別に、別ですけれども、ヤマハの研究所があるわけです。そこら辺をちょっとコンタクトを取って、こちらは利用できないのか、また、それに普及して、旧中多寄小学校も、ああいった、冬場でも体育館が広いですし、雨の日でも研究できるという施設もあります。

ですから、極端な話、ドローンの試験もこれから国家試験になっていくようですし、そういった学校の誘致も含めて、ああいった旧遊休財産を使っていけないのかというところまでもい

ろいろ検討してコンタクトを取っていく必要があるのではないかとということで、提案としてありますけれども、こちらから飛び込んで、例えばトヨタの関連のグループ会社にそういった研究開発で士別は使えないのかとか、例えばブリヂストン関連の会社に営業に行けないのかとか、そういった細かな部分の営業力を、ささっていくことが必要じゃないかと思えます。この辺について行政側としてはどう考えられているか、御答弁をお願いします。

○議長（山居忠彰君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） ただいまの再質問に答弁いたします。

真保議員から、四季の変化をまず売りにした誘致を戦略的にやるべきではないかという御提言をいただきました。それから、その一つとしてドローンなど、今後、日本の軍事産業の部分です。安全保障のことがありますので、ただいまお話しいただいたドローンのことは承知をしているところでございます。

特定遊休財産につきましては、今答弁でお話ししたとおり、現在の我々が持っている制度上ではなかなかマッチングしないということも実情としてございますし、例えば旧中多寄小学校でお話ししますと、一番企業との、事業所との話合いやマッチングについての話合いが回数が多いところでありまして、そう考えると、例えば旧士別西小学校ぐらいの規模になると、なかなか企業進出する上で、恐らく規模感というんですかね、建物の、そういうのもきっとマッチングに合わないんだろうなと考えるところもあります。

先ほども御答弁したとおり、今後、その制度改正も視野に入れながら、企業とのマッチングをより図れるように考えていきたいと、まず考えているところが1点です。

それから、企業誘致に関して、トヨタさんのお名前も少し出しましたが、なかなか企業誘致に関しては、いろいろある程度形に出るまでは、お互いやはり相手のあることですから、ちょっと名前が出せないということもありますし、決まるまでの過程の間で、やはり議員の皆様のように報告するということがなかなか困難な状況ではあるんですが、全くしていないということはありませんし、情報をいただければ、我々、積極的に連絡を取って、話を進めるように考えているところでありますので、今後とも、またそういった情報があればぜひいただきたいということと、あとは、より市の財産である特定遊休財産を効率的に活用してもらえような企業誘致にはしっかりと汗をかいてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山居忠彰君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時30分休憩）

（午後 1時30分再開）

○議長（山居忠彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

初めに、行政から、午前中の中山議員の一般質問に対する答弁の一部を訂正したい旨、申出がありますので、これを許可いたします。

藪中建設環境部長。

○建設環境部長（藪中晃宏君）（登壇） 中山議員の水道事業に関する質問ですが、再質問で、漏水量はという再質問に対しまして、約20%、2,000件と申し上げましたが、漏水の件数につきましては不明でありますので、訂正をさせていただきます。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 一般質問を続行いたします。

6番 奥山かおり議員。

○6番（奥山かおり君）（登壇） 令和5年第2回定例会に当たり、通告のとおり一般質問をいたします。

1つ目は、公職選挙法違反事案についてであります。

令和5年5月8日、当時士別市議会議長であった井上久嗣氏が公職選挙法違反の疑いで書類送検されたことが、翌日には全国にテレビ、新聞等を通じ報じられました。早朝より驚かれた市民の方も多くいらっしゃったことと思います。

この間、市民の皆様から厳しい御意見を頂戴するとともに、誤解されていると思うこととか、選挙制度が知られていないと感ずることがございました。5月15日に開かれました令和5年第2回臨時会で陳謝の後、議会の議決を経て、議員辞職をされ、そして、つい先日、6月6日には、名寄区検察庁が公職選挙法違反の罪で略式起訴したことが報じられたところです。

士別市議会としても、信頼回復に関する決議を行い、今定例会冒頭におきまして、後任の議長として山居忠彰議員を指名推選で選出したところであります。山居議長からも、就任挨拶において、公正・公平で親しみのある開かれた議会を目指す、市民の皆様への負託に応える議会を目指すなどといった決意が述べられました。一度失った信頼を回復することは決して容易ではなく、多くの時間を費やすと考えているところであります。

さて、今回は郵便等による不在者投票において詐欺投票が行われ、残念ながら、制度が悪用されてしまったという事実があります。

そこで、1点目といたしまして、改めて選挙日に投票に行けない方が投票できる不在者投票制度の概要についてお聞きをいたします。

大きく3つに分けられるかと思うんですけれども、出張などで市外にいる場合、札幌ですとか旭川とか、名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票のパターンと、病院ですとか施設ですとか、そちらでもできる不在者投票、市内には何か所ほどが該当するのであるか、最後3つ目に郵便投票による不在者投票なんですが、どのくらいの方が利用されているものなのか、その点についても詳しくお答えいただきたいと思っております。

2点目といたしましては、今後、その事案は起こさしてはならないと思います。総務省のホームページによりますと、一つとして、郵便等による不在者投票、2つ目として、郵便等による不在者投票における代理記載制度、この2つに分けて記載がされております。

制度上、どのような手続になっていて、選挙管理委員会として、確認不足の部分があったものなのか、このようなことが二度と起こらないためにはどのように考えていくのか、この点についてお聞きをし、質問を終えます。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 水留選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（水留啓諭君）（登壇） 奥山議員の御質問にお答えします。

不在者投票制度は、選挙期日に投票所へ行くことができない方の投票機会を確保するための制度で、選挙人名簿登録地以外の市区町村選挙管理委員会における不在者投票、指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の3つが主なものであり、それぞれ対象者や手続が異なります。

初めに、名簿登録地以外の選挙管理委員会における不在者投票は、旅行や出張等で市外に滞在されている方が、本市選挙管理委員会に投票用紙等の交付を請求し、郵送により交付された投票用紙を用いて滞在先の選挙管理委員会で投票を行います。

次に、指定病院等における不在者投票は、都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や施設に入院・入所中の方が、その施設が選任した投票管理者と立会人の立会いの下、不在者投票を行うものであり、本市では、市立病院、ボヌール士別、朝日美土里ハイツ、士別コスモス苑、士別桜丘荘が指定されています。

次に、郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳を所持しており、障害の内容とその程度が公職選挙法施行令で定める条件に該当する場合か、要介護5の認定を受けている方が対象となります。また、郵便投票の代理記載制度は、対象者のうち、上肢や視覚に障害があり、自ら投票の記載ができない方に限定され、制度の利用にはあらかじめ届出が必要となります。本市では、現在10人の選挙人が郵便投票の制度を利用しており、このうち2人が代理記載の届出を行っています。

次に、郵便投票の具体的な手続についてです。

制度の利用に当たっては、あらかじめ市の選挙管理委員会から法令の要件に該当する旨の郵便等投票証明書の交付を受ける必要があり、選挙人自らが署名した申請書に身体障害者手帳等の写しなど、制度の対象となる証明書類を添えて申請し、書類上、要件に該当する場合は、証明書を郵便等により選挙人に交付します。

証明書の交付を受けた選挙人が選挙において投票する際は、自ら署名した請求書に証明書を添えて、委員会に投票用紙を請求します。委員会は、記載事項等に不備がなければ、選挙人に対し、投票用紙及び投票用封筒を郵便等により送付します。

投票用紙等の交付を受けた選挙人は、自宅等の現在する場所で、投票用紙に候補者名を記載し、内封筒に入れて封をし、さらに外封筒に入れて封をした後、封筒に投票の記載場所及び年月日を記載、氏名を自署した上で委員会に必ず郵送等で送付する必要があります。

委員会に送付された不在者投票封筒は選挙期日まで保管し、投票日に指定投票所へ送致され、投票管理者に受理された投票用紙は、外封筒及び内封筒を開封し、投票箱へ投函されます。

本年4月執行の北海道知事選挙、道議会議員選挙の際に起きた公職選挙法違反の事案は、代理記載の届出を行っていない家族が選挙人に成り代わって郵便等による不在者投票を行ったものと報道されています。

郵便等による不在者投票は、投票管理者や投票立会人がいない中で行われることから、公正確保の観点から、制度上、使者等の第三者に投票用紙を交付せず、郵便等により確実に本人の所在へ送付し、証明書の申請、投票用紙等の請求、投票記載の各段階で必ず選挙人の署名を求め、投票行為に対する干渉または秘密の侵害については罰則適用を明確にする等の措置が講じられています。

また、本制度は投票所で投票できない選挙人を対象としており、必ずしも手続を選挙人本人が対面で行う必要がないことから、委員会が選挙人の心身の具体的状況や氏名欄の自署についてまで確認することができないものであり、法令で定める要件に合致している場合は受理しなければなりません。

投票の権利は民主主義の基礎であり、選挙人の投票機会を広く確保することは重要であると同時に、選挙の公正性を等しく保つ必要があります。今後、本市において同様の事案が生じないためには、広報や啓発活動を通じて制度を正しく周知するとともに、制度利用の申出があった際には、丁寧な説明を心がけ、引き続き、公平・公正な選挙の執行に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 奥山議員。

○6番（奥山かおり君）（登壇） 次の質問に移ります。

引き続き、選挙に関連いたしますが、投票率向上に向けてをテーマに質問をいたします。

選挙の投票は、法律で決められた投票所に本人が出向くことが原則とされています。士別市選挙管理委員会において、これまでも様々な啓発活動を行っていることは承知をしております。

期日前投票で言えば、新庁舎1階で行うことができるようになって、かつバリアフリーになったことで、旧庁舎の頃のように2階まで移動することなく投票ができるようになりましたし、改善された面がある一方で、近くにあった投票所がなくなって、投票に行きたくても行きにくくなったとの声も寄せられております。

士別市においても、高齢化ですとか、過疎化が進んでおります。交通弱者に対する課題は投票という行為についてもあると考えているところです。投票所まで行けないという人のためには、先ほど質問をいたしました不在者投票といった制度がありますが、手続には手間がかかり、活用が十分進み切らないという側面もあるかと思えます。

デジタル社会ということで、いろいろ近年進んでいるんですが、茨城県つくば市でのお話をちょっとさせていただきたいんですが、国家戦略特区ということで、スーパーシティとして様々な実証実験が国から許可されており、特区の枠組みを活用し、2024年、来年の10月の市長選挙と市議会議員選挙で全国初のネット投票の実用化を目指しているようです。

実用化を目指すきっかけとなったのは投票率の低下であり、投票に行かなかった理由を尋ね

ると、高齢者の方は、坂の上にある投票所まで歩けないですとか、車の運転をやめたので移動手段がないといった声が聞かれ、また、若い学生たちを対象に行った調査においては、自宅や外出先などからスマホやタブレットで投票できるようになったら利用したいかという問いを聞いたところ、9割もの学生の方が、はいと答えていたということです。

投票所に行きたくても行けないという切実な声はもちろん、行かなければと思うけれども、ちょっと面倒という、そういった隠れた声にも応えるため、つくば市においてはネット投票の実現を目指しているというものでした。

このように、スマートフォンやパソコンを使ったインターネットによる投票について、一部地域で実証実験も行われ、国でも検討されておりますが、課題も多く、公職選挙法の改正も必要となることから、ハードルが高いと言われております。

本題に戻りますが、まず、土別市における直近の投票率について伺いたいと思います。

引き続き、年代別による分析を行っているのであれば、年代別の傾向についてもお知らせいただきたいと思います。

また、2点目の質問としまして、移動式投票所について伺いをいたします。

令和3年第4回定例会、令和3年の12月にあった、谷議員も投票率向上ということで質問をされております。その際、行政としても様々なことを検討を進めるということで答弁がありまして、今回の統一自治体選挙のほうで、十勝管内にある土幌町で移動式の期日前投票の取組が、自宅まで行くというものが、全道的にも珍しいということで大きく取り上げられておりました。

そして、土幌町なんですけど、人口は5月末現在で5,882人と、土別市と比較すると3分の1ぐらいの人口の規模ではあるんですけど、もちろん地理的要因も異なりますが、高齢、障害などの理由により投票所までの移動が困難な方の投票機会を拡充するため、令和5年4月の統一地方選挙から御自宅の前で投票できる移動期日前投票所を開設しました。

このきっかけは、町民の方から、足に障害があるが、郵便投票の対象にはならず投票できなかったという相談があって、解決策を検討したことがきっかけだったそうです。また、土幌町の選管としても、投票したい人の意思を損なわないようにするため、検討した結果、導入を決めたということです。

土幌町では、地元のタクシー会社の営業用車両を利用し行っていて、後部座席に設けられた記載台で投票用紙を記入して、車内で一票を投じたということで、9世帯15人の方が投票をしているようです。事業費は50万円ほどかかっているということでありました。

土別市におきましても高齢化のほうは進んでおりますし、地域の実情とかニーズに応じた実質的な取組になると考えております。私からは、新たに福祉車両を購入してやりましょうという提案ではなくて、例えば市の公用車、ハイエースなどが活用できないものなのか、また、一定の条件の整備、事前の申込みですとか、そういうことをすれば実施できるのではないかと思います。移動式投票所の導入に向けてを提案し、質問を終わります。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 水留事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（水留啓諭君）（登壇） 奥山議員の御質問にお答えします。

初めに、直近選挙の投票率についてです。

令和4年7月執行の参議院議員通常選挙における本市の投票率は57.02%、本年4月の北海道知事選挙では63.18%であり、いずれの選挙も全道の投票率を上回っているものの、知事選挙では4年前の前回選挙から2.06ポイント低下した結果となりました。

知事選挙の世代別の投票率は、10代が33.04%、20代が41.96%、90代が31.60%と低く、他の世代は50%を超えている状況です。

次に、移動式投票所についてです。

全国では、投票所の統廃合と併せて、廃止した投票所と同じ場所などに期日と時間を指定して巡回する期日前投票所を開設し、投票機会を確保する取組が進められています。

また、議員お話しの土幌町では、高齢や障害などを理由に投票所まで移動が困難な方を対象に、御自宅の前に投票設備を備えた車両が訪問する移動期日前投票所が導入されました。この投票所は、移動先の各選挙人の自宅前をそれぞれ期日前投票所として開設するものであり、あらかじめ場所及び開設時間を告示する必要があります。そのため、選挙告示前に事前予約を受付し、訪問先を確定する必要があります。告示後の日程変更には対応できないことや、キャンセルがあった場合にも、必ず告示どおりに開設する必要があります。

自宅やその付近で投票することができるようになる移動式の期日前投票所は、とりわけ高齢者や投票所までの移動が困難な方の投票機会の確保に大変効果的と考えますが、車両や設備、立会人の確保に加え、対象となる方の公平な要件設定や、広大な行政面積を有する本市において、冬期間も含めて確実に選挙人宅に訪問が可能であるかなど、本市特有の課題もあることから、現状の期日前投票所の設置期間や場所、小規模投票所の在り方と併せて、引き続き、検討を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁とします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 奥山議員。

○6番（奥山かおり君） 今回1点目と2点目と、ちょっとあえて高齢者の方の選挙をしたいという気持ちとかをぜひ保障してあげてほしいという点から、あえて高齢者寄りな感じで質問をさせていただきます。逆に、自宅前というのはなかなか難しいんですけども、行くことで逆に1点目に質問したことも防げたりするのではないかなという思いもあって質問をしたんですけども、逆に、今、投票率を聞くと、若年というか若い方、10代、20代の方の啓蒙も必要だなとも思いますので、引き続き、私たち議員も、もちろんいろいろな面で頑張っていかなきゃならないところもあるんですけども、投票率の向上というところは私にとっても大事ななと思っていることの一つですので、引き続き、前向きな検討をお願いしたいと思います。

○議長（山居忠彰君） 7番 西川 剛議員。

○7番（西川 剛君）（登壇） 令和5年第2回定例会に当たり、通告に従い一般質問を行います。士別市成長戦略推進事業について質問します。

6月1日、士別市成長戦略推進事業について市長が会見され、その中では、ゼロカーボンシティ推進事業、地域経済循環分析における令和4年度分析結果と今後の方向性についての説明、その後、報道機関との質疑応答がなされています。また、本定例会の行政報告においても、この事業に関し、士別市成長戦略推進会議庁内ワーキンググループの開催概要も含めた報告をいただいたところです。

とはいえ、渡辺市長の政策の重点である地域経済循環分析、ゼロカーボンシティ推進は、令和4年度市政執行方針、そして今年度の市政執行方針において、それぞれの事業として説明はあるものの、これまで庁内組織で検討、推進してきたとされている士別市成長戦略推進事業に位置づけられた事業だということは私自身認識をしていなかったものですから、今回の記者会見、行政報告をきっかけとして伺いたいと思います。

初めに、士別市成長戦略推進事業における成長戦略というものがどういうものなのか、概念なのか、計画のようなものなのか。本市においては、まちづくり総合計画や、まち・ひと・しごと創生総合戦略がございますので、これらとの関係、さらには、成長戦略により目指す姿などがあれば、その目標、指標といったものをお知らせください。

あわせて、庁内組織である成長戦略推進会議や、その下部組織である庁内ワーキンググループの構成や、これまでの会議や検討作業の状況をお知らせください。

令和4年度新規事業となった地域経済循環分析調査研究事業において、その予算説明資料では、市民検討委員会（仮称）の開催経費も積算されていましたが、この委員会の経過についても併せてお知らせください。

次に、成長戦略推進事業のうち、ゼロカーボン推進事業について伺います。

令和4年2月に2050年ゼロカーボンシティを表明、2050年までに人が生活する中で排出される二酸化炭素などの温室効果ガスを減らすとともに、森林による吸収量との相殺による実質的な排出量ゼロを目指すこととされ、その実現に向け、令和4年度から12年度、2030年度までを計画期間とする士別市地球温暖化対策実行計画区域施策編が本年3月に策定されております。

6月1日に行われました今回の記者会見資料では、5月16日に実施をされた植樹活動の記載がありますが、改めて、この地球温暖化対策実行計画、計画書自体を見ても、具体的な施策とはあるものの、実施事業としてはよく分かりません。確認として今年度、令和5年度の実施事業、さらには来年度以降、この計画期間中の実施事業についてお知らせください。

同計画の推進体制、進行管理としては、点検、評価を士別市環境審議会、士別市成長戦略推進会議が行うことになっておりますが、具体的事業が明快でなければ、どういう点検、評価を行っていくのか、また、今年度、5年度の機構改革により、市民部、建設環境部への改編により、計画や推進事業の担当がどう変わっているのか、この点も併せてお知らせください。

次に、同じく成長戦略推進事業のうち、地域経済循環分析について伺います。

地域経済循環分析は、渡辺市長の所信として表明され、市内経済の活性化による財政基盤の強化に向けた方策として、引用しますと、地域経済を活性化するために資金を地域内で循環さ

せる仕組みづくりが必要となります。その実現のため、一つの方策としてサフォークポイントなどを地域通貨として活用することが重要と考えます。まずは、従来の経済循環構造を見直すために、地域経済循環分析を行い、市民と共有しながら市内経済の地域内循環の向上を目指します。引用を終わりますが、とされており、令和4年度地域経済循環分析業務が外部委託により行われ、先ほど来報告している委託成果である報告書から今回の会見資料が作成されたものと承知をしております。

改めて令和4年度の分析業務で求めた成果、いわゆる分析結果について、その概要を申し上げますれば、2018年時点の本市の経済循環率、報告書によれば、全産業が地域内で生産する付加価値額、地域内企業の経済活動を通じて生産された付加価値額が577億円。地域内で分配される所得額、労働者や企業の所得として分配された額とされていますが、こちらが893億円、この付加価値額を所得額で除したものとして、地域経済の自立度を示すとされた数字は64.6%でした。

さらに、地域内で分配された所得額893億円が地域内でどう支出されたという額、消費や投資として消費された額も、地域外からの流入額が112億円、地域外への流出額428億円を差し引き、577億円がまた生産へ還流しているという状況が報告をされています。

これら経済循環率、地域内外の流入・流出額、支出におけるこの額、この数字は、今後、どう活用されるのでしょうか。例えば循環率を高める、あるいは地域外への流出額を減らす、そういった指標に使われるのでしょうか、お考えを伺います。

さらに、昨年度の業務では、施策軽減編として、地域経済の好循環に向けた基本的な方向性、具体的には、1つには市外需要の獲得、2つには、市内での資金循環の促進、市外への資金流出を最小化することを目的とし、8つの施策案が選定されておりますが、これらの施策案の取扱いについても教えてください。

次に、今年度の委託事業の概要について伺います。

地域経済循環分析調査研究事業については、令和4年、5年度の2か年事業ということですが、予算委員会でも質疑をしているところではありますが、今回の会見資料も踏まえ、そのうち調査分析業務について、委託先、委託金額や分析調査の内容などについて改めて教えてください。

次に、地域経済循環分析に活用している地域経済分析システム、RESASについて伺います。

RESASの概要、そのシステムのトップページから引用すれば、産業構造や人口動態、人の流れなどの官民ビッグデータを集約し、可視化するシステムです。地方創生の様々な取組を情報面から支援するために、経済産業省と内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、こちら、提供開始当時は内閣府地方創生推進室と言われていたそうですが、こちらにより提供されており、自治体職員、地域の活性化に関心を持つ様々な分野の方によって、効果的な施策の立案、実行、検証のためなどに広く利用されていますとされており、誰でも閲覧可能なシステムです。

一方で、ビッグデータを構成するデータについては、人口や財政状況などは2020年、産業構造は2016年、地域経済循環図、地域経済循環率は2018年時点となっています。現状、2023年を推計する手法などはないのでしょうか。

RE S A Sを確認すると、本市における地域循環率は、2010年65.6%、2013年68%、2015年66.4%、そして報告書にある2018年は64.6%と推移しているようです。今後、分析調査に基づく施策を実施し、結果、循環率が向上した場合、それはいつ確認できるのでしょうか。施策評価の手法として使えるのかどうか、考えをお聞かせください。

最後に、士別市成長戦略事業についてですが、質問の最初で触れているとおり、私は本市が取り組んでいます地方創生の取組、まち・ひと・しごと創生総合戦略に含めていくのがよいと思います。

RE S A Sが、さきに述べたとおり、地方創生を支援するために提供された経緯を踏まえれば、殊さら成長戦略として別に検討、実施するのではなく、まち・ひと・しごと創生総合戦略の関連事業として位置づけ、経済的な評価を行うのであれば、これまでの実施事業、この評価に経済評価シミュレーションとして活用するなどしてはどうかと考えます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗管理を担っていただいている市民会議、士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議も、例年で行けば、間もなく開催というところかと思えますので、この点、提案してはいかかと思いますが、見解をお伺いします。

最後に、成長戦略事業のゼロカーボン、地域経済循環分析調査、この質問をさせていただいていますのは、申し訳ありませんが、いずれも現時点で来年度の実施事業がイメージができません。2か年調査の結果、目に見える具体的な実施事業がなく、今言われているような、市民との情報共有、市民の行動変容を求めるだけでは、その目的には厳しい状況になるのではないかと危惧をいたします。改めて、現在行っております分析のその先に何かがあるのか、具体的な取組をお伺いして、質問を終わります。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 西川議員の御質問にお答えします。

初めに、成長戦略についてです。

士別市成長戦略推進会議は、市内経済の活性化及びゼロカーボンシティ施策を一体的に推進することを目的に、昨年2月に組織を立ち上げました。

ここで言う成長戦略とは、士別市を持続的成長に導く手法であり、具体的には2050年度までの二酸化炭素排出量ゼロを実現するために、本市の地域特性を生かした脱炭素社会、循環経済、分散型社会への移行に関する取組を指しています。

したがいまして、成長戦略会議は、本市の地球温暖化対策実行計画を作成するとともに、経済循環分析の結果を検証する場であり、既存事業の検証や新規事業の立案をする場ではありません。

ゼロカーボンや市内経済の循環率を上げる具体的な事業については、成長戦略会議における検

証結果などを参考にしながら、見直しを図りつつ、まちづくり総合計画や、まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけ、実施するものと考えています。

成長戦略会議は、私を本部長とし、副市長と各部長職で構成されており、そのものに庁内ワーキンググループとして、企画課を事務局とするゼロカーボンシティ推進チームと、商工労働観光課を事務局とする地域経済循環分析推進チームを配置し、計画の策定や分析、各種検証を行っています。ワーキンググループの会議は、土別市地球温暖化対策実行計画の策定や地域経済循環分析の検証など、複数回にわたり実施をしております。

また、（仮称）市民検討委員会についてですが、令和4年度からの設置を予定しておりましたが、分析結果を把握し、検討するテーマを明確にした上で実施することが有益な検討につながると判断し、立ち上げを5年度へ先送りしたところです。

次に、ゼロカーボン推進事業についてです。

本年度は、先日実施しました植樹イベントに加え、職員向け及び市民または事業者向けの講演会を予定しているほか、各種省エネ行動について周知を図っていく予定です。

また、次年度以降の取組については、現在幾つかの企業からいただいている本市における再生可能エネルギー構想について、引き続き、情報提供と連携に努めるとともに、庁内全体の省エネや、ガソリンや軽油といった化石燃料から再生可能エネルギーを主とする電力への転換等について検討をしております。

なお、ゼロカーボン対策については、現時点で具体的な事業予定はなく、事業に要する費用も高額となることが想定されることから、基本的に、次期総合戦略等に盛り込むことを視野に入れつつ検討を進めますが、行動変容や周知活動などについては、先行して実施することで未来の事業実施に向けた環境の醸成に努めます。

また、事業効果については、事業の認知度や取組率、使用エネルギー量の変化など、複数の視点から点検、評価を行っていく考えです。

なお、機構改革に伴い、新たに設置をした都市環境課とくらし安全課をゼロカーボンシティ推進チームに新たに加えることにしました。

都市環境課については、機構改革により所属部が変更となった環境センターと協力しながら、環境基本計画の見直しや地球温暖化対策地域実行計画の推進を、くらし安全課は前身の自治環境課から引き続き、消費生活を通じて脱炭素社会づくりに貢献するクールチョイスの市民周知や啓発活動を行います。

次に、地域経済循環分析における成果の活用についてです。

4年度の地域経済循環分析の成果は、RE S A Sを活用した基礎調査編、経済構造を把握するための産業連関分析編、経済好循環に向けた施策提言編の大きく3つの構成となっています。

概要についてですが、基礎調査編では、人口・企業数・事業所数といった経済主体は減少傾向が続き、地域経済は一層縮小していく見込みであること。また、地域経済循環構造は、市内に流入した所得と同程度の金額が支出面で市外へ流出しており、所得が市内で循環しにくい構

造となっていることが示されました。

産業連関分析編では、各産業間の相互関係や経済波及効果の高い産業を把握するために、産業ごとの生産販売等の取引額を表す産業連関表を作成しました。これにより、本市における産業構造や需要と供給の構造を数値化することが可能となり、付加価値を生み出す産業や市外からお金を稼いでいる主要な産業など、多角的な視点で実態把握することができました。

施策提言編では、本市の地域特性や得意な産業を生かした中で、地域経済好循環に向けた客観的視点での施策案が出されたところです。

次に、地域経済循環率など、報告された数字の活用についてです。

地域経済循環率は、地域経済活動を生産、分配、支出の3段階で、お金の流出・流入状況を実態把握するものであり、経済センサスなど、複数の統計データにより算出されます。

この数値は毎年度公表されるものではないため、循環率や流出額を減らすなどといった評価指標や定点確認に活用するには適さないと判断しています。

次に、報告書により示された施策提言の取扱いについてです。

本市としては、施策案を参考とし、これまでの背景や現状と課題など、地域経済循環以外の側面も考慮した中で、5つの経済循環戦略テーマを設け、市内経済好循環に向けた取組を推進していく考えです。

戦略テーマの詳細についてですが、1つ目のテーマは、土別の未来を支える強い農業づくりについてです。分析結果において、農業は産業別生産額が最も多く、稼ぐ力や付加価値額、対外的競争力が高いことが改めて示されたところであり、今後も積極的に取組を推進します。

2つ目は、人と人をつなぐ合宿の里づくりについてです。スポーツ合宿を通じた交流は経済波及効果への期待度が高く、地域振興の有効な手段となることから、引き続き、官民一体となったスポーツ合宿の里づくりを推進します。

3つ目は、道の駅羊のまち 侍・しべつを拠点とした、まちの魅力発信についてです。道の駅は、市内外に向けて、本市の魅力を丸ごと売り込むハブ拠点となることから、ふるさと納税の返礼品の拡充など、経済波及効果の拡大に向けた取組を推進します。

4つ目は、市内経済を下支えする仕組みづくりについてです。市内経済の活性化につながる効果的な新築・リフォーム助成を検討します。

5つ目は、新たな時代を見据えたデジタル技術の活用についてです。市内経済を効率よく循環させるために、デジタル技術を活用した地域通貨の調査・研究を進めます。

また、分析結果の活用については、次年度に向けた予算編成方針の中で、経済好循環の視点を盛り込んでいくとともに、次期まちづくり総合計画や関連する個別計画策定の際に、基礎資料の一つとして生かしていく考えです。

次に、委託事業の概要についてです。

5年度の委託事業は、4年度に作成した産業連関表を用いた経済波及シミュレーションの実施が主な内容となり、委託先は株式会社道銀地域総合研究所となります。

委託金額については、現在詳細な作業工数などを積算しているところですが、調査分析に係る予算額、250万円の範囲内で実施を予定しています。

具体的な内容については最終調整を行っているところですが、1つ目のシミュレーションは、スポーツ合宿の拠点施設である土別 i n n 翠月がもたらす経済波及効果についてです。合宿については、総合戦略重点プロジェクトのうち、特に新型コロナによる影響を受けており、多くの数値目標が未達成となっている状況です。

また、まちづくり総合計画実行展望計画において、スポーツ合宿センターの整備事業が予定されており、多額な費用を要することから、改めてスポーツ合宿の受皿としての役割や在り方を検討する必要があると考えています。

2つ目は、羊のまち土別サフォークラムブランディングビジョンの目標の一つであるふるさと納税の寄附額増加による経済波及効果についてです。ふるさと納税は、単に税収を増やしていくことだけではなく、羊のまち土別の魅力を広く市内外にPRしていく重要なツールの一つと捉えています。本市の返礼品については、サフォーク羊に関する返礼品はもとより、本市の強みである農畜産物や加工品が主力となっています。返礼品を充実させ、ふるさと納税が増加することで、市内産業の販路拡大にもつながり、経済活性化に大きく寄与するものと考えています。

3つ目は、新築・リフォーム事業がもたらす経済波及効果についてです。新築・リフォームを促進していくことは、本市の労働市場にプラスの影響を与えるとともに、建設現場での需要増はもとより、家具・家電製品など、消費需要の増加も見込まれ、小売業やサービス業などの関連産業は活気づき、地域経済に大きく寄与するものと考えます。

このことから、昨年度から実施しています地域循環型リフォーム促進事業に関する経済波及シミュレーションを行い、効果的な新築促進事業につなげていく考えです。

以上、限られた項目となりますが、さらなる分析を進めてまいります。

次に、地域経済分析システムRE S A Sの地域経済循環図が2018年の統計データであり、現状と乖離していないかという点、また、地域経済循環率を施策評価の手法として使用できないかという点についてです。

地域経済循環率の基礎となる統計データは5年前のものですが、公表されているデータとしては最新のものとなり、更新時期については示されておりません。仮に、現状となる2023年の地域経済循環率を市独自で推計するには、改めて情報収集や基礎調査を実施した上で再分析が必要になることから、施策評価の手法として使用するには適さないと判断しています。

次に、まち・ひと・しごと創生総合戦略の関連事業として位置づけ、これまでの実施事業の評価に経済波及シミュレーションを活用していくことを提案してはどうかという点についてです。

地域経済好循環に向けた戦略テーマのうち、農業、合宿、道の駅、地域通貨の4項目については、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本施策に関連する項目であり、関連事業としての

位置づけも考慮した上でシミュレーションを選定しておりますが、地域経済循環率と同様に、毎年度実施することは困難なことから、評価の指標に活用するには適さないと判断しています。

次に、地域経済循環分析による今後の具体的な取組についてですが、地域経済循環分析は、統計データを基にしたマクロ視点での分析となることから、個別事業の立案に直結するものではなく、関連する施策を実施する際の基礎資料として広く生かしていくものと考えています。

なお、今年度実施を予定しています経済波及シミュレーションについては、特定の項目に絞り、分析を行うことから、経済波及効果などを確認し、検討した上で、6年度以降具体策を講じてまいります。

今回の分析は、市内経済の状況を数値化することで、市民、事業所、行政が共に経済の実態について共通認識を持ち、お金の循環の仕組みや効果を理解していただくことが何より重要であると考えています。また、今回の分析により、市内経済の好循環を生み出すために必要な取組について、現状の取組内容と照らし合わせ、方向性を確認することができました。

特に、まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げる重点プロジェクト、まちの未来創造、農業未来都市創造、合宿の聖地創造に深く関連があることから、目標達成に向け、さらに取組を推進していくとともに、次期総合戦略への反映に向けて検討を進めてまいります。

あわせて、市内消費に対する市民理解と意識醸成を図りつつ、経済の発展につなげ、市民が豊かにいつまでも安心して暮らせるまちを目指してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 西川議員。

○7番（西川 剛君） 再質問いたします。

成長戦略推進事業について、るる説明をいただきました。

それで、一つは、地方創生総合戦略に統合したらいいのではないかと言った、大きく、これも御承知のとおり、地方創生、平成27年から本市で第1期計画、今、第2期ということで進めていまして、それこそ、この地域の強みを伸ばしていくのか、弱みをどうするのかという、ある意味そういう、お金の面からも確認をして、その中で第1期には農業未来都市、農業がやはり、うちのまちの基本だということで、それから長く進めてまいりましたスポーツ合宿の里、これからの合宿の聖地創造ということで、二本柱が、そして第2期では、新たな様々、デジタルとか交通とか、そういった中で第2期計画ができてきたと思います。

ですので、端的に申し上げて、今回の分析で、改めて農業が、合宿が、この地域における稼ぐ力として強みを持っているんだということを確認されたと言われたら、ああ、そうですねと感想を申し上げるしかないなというところでございまして、だからこそ、今までやってきた取組を分析するのであれば、そういった視点で、今やっている実施を評価したほうがいいのではないかという思いで提案をさせていただきました。

それで、やはり危惧しますのは、今答弁でもありました、2回目の分析をした結果、やはりゼロカーボン事業については、今年度は植樹以外ないよと。次年度以降も大幅な事業費を設け

るような事業については財政制約があるのでという、いろんな条件づけが今話されていたんですけども、結果的には、私ども議会の立場、あるいは市の立場からすれば、行政がやっている取組というのは、やはりチェックする仕組みが必要だと思ひまして、そういった意味では、この成長戦略推進事業なるものが、やはり実施事業がないのだと言われると、では、これが目的だったのかということになってしまわないかということです。

まちづくり総合計画や地方創生のまち・ひと・しごとについても、それぞれの事業もそうですけども、PDCAサイクルということで、そこを回してというのが、この間、行政がずっと説明してきているものでありまして、今回言われている、この成長戦略推進事業というのが、その形から幾ばく外れているのではないかというのが私の率直な思ひです。

そういった意味では、やはり方向転換はなかなか難しいのかもしれないんですけども、この成長戦略事業においても、やはり、これを分析結果での実施事業というのを、私たちに分かりやすく示してほしいというのが大きな要望でございます。

なかなか難しい状況を今、市長の答弁の中から出されてはいたけれども、だからこそそこに果敢にチャレンジしたということもあると思ひますので、ぜひそういったものを成果として出していただくような、そんな期待も込めて改めて見解を伺いたいんですけども、市長、いかがでしょうか、ぜひ、見解を教えてください。

○議長（山居忠彰君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 西川議員の再質問にお答えします。

総合戦略に統合してはどうかという御提言をいただきました。

それについては、最初の答弁で申し上げたとおりであります。今回のお話ししました成長戦略推進事業につきましては、そもそも、今回のゼロカーボン、それから地域経済循環分析についての検証する場であって、そこで新たな事業立案をしたり、これまでの成長戦略についてものを問いただしたりする場ではございませんので、その辺はちょっと御理解いただきたいと思うところであります。

また、ゼロカーボン施策についても、ちょっとなかなか事業的に見えないというお話がありました。今回実行計画を策定した中においても、いわゆる具体的に、省エネについてとか例えば吸収剤については触れているんですが、いわゆるもう一つの柱である新エネルギーといひますか、再エネ、そちらのほうは触れていないのが現状でございます。恐らく西川議員の意図としては、その辺りはどういう考えなのかなという、きっと質問なんだろうなと感じているところでもあります。

現段階で、この本市においては、そちらのほうを表向き、何というか、大々的に支援しようという考えを持っておりません。その理由は、ただいま申し上げました、もちろん財政的なものもございます。また、あと一方では、例えば内陸で考えられる太陽光パネルはどうなんだろうとなったときに、太陽光パネルも様々な課題がまだ山積している状態ということで承知しておりまして、その課題が、国としての一定程度の方向性、例えば廃棄の仕方について、その

辺も示されない限りは、後々、20年後、30年後に、士別にとってデメリットのほうが大きくなるだろうと、そういったこともございますので、いわゆる新エネルギーにつきましては、慎重に検証する中で、今後、推進していきたいと、現段階では考えております。

また、最後にチェックする仕組みということでお話いただきました。

成長戦略についてのチェックする仕組みということでありますので、令和5年度に成果品がまた出る形になると思いますが、それについても、先ほど答弁のとおり、具体的に新規事業に直結させるというものではなく考えていますので、その辺りをどのように評価していただいたらいいか、その辺をしっかりと協議を進めて、議員の皆様にご提案できるように進めたいと考えています。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 西川議員。

○7番（西川 剛君） 成長戦略と聞けば、やはりそこにはまちづくり、まち・ひと・しごと創生総合戦略もそうなんですけれども、そして、この間、いわゆる本市の成長戦略というか、戦略と言われてるものには実施事業がついていたというのが、まず前提としてあっての、今回、質問させていただいたんで、今回はあまりにも実施事業が何もない成長戦略というのが何なのかということで、エネルギーのこととか、そういうことではなくて、市民に分かりやすくやっていただくためには、やはりこの2年間、調査をして、やはり本市としては、この方向に皆さんの税金を投資していくのだということが結果として出ました、だから、ここに資金をとった流れが市民としては分かりやすいですと。

今の中間報告なり、今後の今の説明などでは、そこが行き着かないのだとすれば、今言われているのが、温暖化についても、結局、今の計画を見れば、市民の皆さん、省エネを進めましようと言われているのであるとか、成長戦略も結局、市民の行動変容って何ですか、資金の流れとお金の話をして、市民の行動変容と言われたら、調査した結果、市民の皆さん、市内で買物しましょうねと言われるんだとしたら、それはもう、今からでも言えばいいじゃないですかという意味での、そういった意味では、この調査事業自体が、本来は私は手段だと思って受け止めていたんですが、ある意味そこに事業につながらない調査というのは、何かこれが目的化してしまっているのではないかという指摘で質問させていただいたところです。

私の成長戦略という言葉の受け止めがそもそも違うのだということで指摘していただければそれまででありますけれども、その点、本当に成長戦略って言われて、持っているこの言葉の部分がちょっとやはり分かりづらかったというのがありまして、その部分は、そうであるならば、市民会議を設置すると言われてはいますけれども、選定される市民の方々も、では、何を議論すればいいのかって、市としてこうやろうと思っているんだけれども、どうですかって投げかけられない、諮問がされない会議のようなこともちょっと想定されてしまうので、その辺は、もし、私の受け止めのとおり、いわゆる調査検討だけだと言って言うのであれば、ある意味、市民会議の設置は、もうお控えなさったらいいいのではないかなということを改めて強く思ったので、

その部分いかがですかということで投げかけて、再々質問とします。

よろしく申し上げます。

○議長（山居忠彰君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 再々質問にお答えいたします。

西川議員から、今、再々質問ということで、その先にある事業が見えないということは、市民にも当然分かりづらいのではないかというお話がございました。

また、その成長戦略推進事業という言い方です。これも、これまでは必ず事業ありきのものだったので非常に分かりづらいという御指摘をいただきまして、その点につきましては、そのような捉え方もあるということで、ちょっと伝え方の、やはりまずさがあったのかなと反省はしているところです。

ただ、私ども今考えていますのは、これまでやっていた単発の事業で、例えば行政が実施する単発の事業で、なかなか経済が上向いてこなかったという部分を、非常にまず、一番重きに置いておりまして、まずは、やはり地域経済を循環させるためには、我々行政の施策を、あくまでも、何というんですかね、全てを完結するものではなく、ある程度誘導することができたとしても、完成させるためには、やはり市民の皆さんの行動変容というのがきっと必要なんだろうと思っております。その点につきましては、先ほど来からお話ししていますゼロカーボン、それから地域経済についても恐らく同じような意味合いを持つものだろうと思ってます。

また、事業をやらないで検証だけなのかという御指摘もございましたが、これも最初の答弁でお話ししていますとおり、まず、今回のものにつきましては、今後についての、間違いなく基礎データになると思っています。ただ、西川議員のおっしゃるとおり、単年度ごとの検証には向かないものだと認識しています。

ただ、あくまでも地域経済の構造でありますとか、そういったものが大きく、例えば基幹産業が農業から変わってしまうとか、そういうことがない限りは、基本的には、仕組みづくりには、今後、非常に有効に生かせると思いますので、例えば市民の、特に地域通貨についてはそうありますが、市民にある程度周知ができたときにやるには非常に効果のある事業だと思っておりますし、今やるにはちょっと早いだろうということもございますので、その辺の市民周知と事業の立案のタイミングを今後はしっかりと見定めて立案していきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時41分散会）